

## ＜検討事項3＞今後、義務化対象品目の選定要件を見直す場合に考慮すべき事項

### (1) 共同会議における意見の整理

※ 各委員から出された意見から関連するものを記載したが、他の事項に関連している指摘もある。

- ・ 消費者には知る権利があるが、すべてに表示を義務づけるということではない。
- ・ 「義務表示」と「任意表示」の意味を踏まえた検討が必要
- ・ 実行可能性や費用対効果を考慮する必要がある。
- ・ 日本産の原料を海外で加工して日本に再輸入する事例もあるが、このような場合の原料原産地はどうなるのか。
- ・ 加工食品の原材料として使用されるものには表示義務がない。
- ・ 生鮮食品を消費者が選択する時には、原産地情報の持つ意味は大きい。  
一方、加工食品の場合、原料の産地に関係なく優れた加工技術により製品の品質を一定に保っている。
- ・ 原産地が品質に影響という判断基準は、個人により違うのではないか。